

原子力防災会議運営要領(案)骨子

平成24年10月19日
原子力防災会議

1. 原子力防災会議は、議長の招集により行い、議員の過半数の出席がなければ会議を開き議決を行うことができない等の会議の開催に関することを規定する。
2. 議長があらかじめ指名する副議長が、議長の職務を代理できることを規定する。
3. 原子力防災会議は、会議の終了後、遅滞なく審議の内容を公表する等の議事の公表に関することを規定する。
4. 原子力防災会議において、下記のとおり、幹事会等の設置等に関することを規定する。
 - ① 原子力防災会議に、議長、副議長及び議員を補佐させるため、幹事会を置くこと。
 - ② 幹事会議長に原子力規制庁長官を充て、幹事会幹事は、関係行政機関の職員のうちから、議長が指定すること。
 - ③ 幹事会に、幹事会議長及び幹事間の連絡調整を行わせるため、関係行政機関の職員からなる原子力防災会議幹事会連絡会議を置くこと。